

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2025年6月26日	
和歌山県知事 殿	
提出者 〒644-0024	
住 所 和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字富島1-3	
氏 名 関西電力株式会社 御坊発電所	
所 長 萬木 勝敏	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0738(23)2811	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	関西電力株式会社 御坊発電所
事業場の所在地	和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字富島1-3
計画期間	2025年4月1日 ～ 2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	33 電気業
② 事業の規模	140,531MWh(2024年度 発電電力量実績)
③ 従業員数	88名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1, 2のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

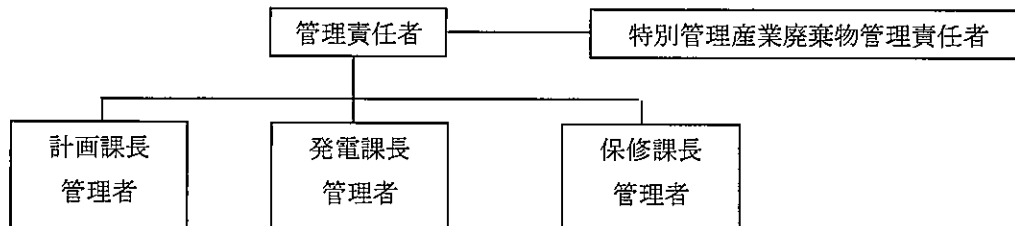
(管理体制図)

管理責任者：計画課長 矢部 隆三

特別管理産業廃棄物管理責任者(PCBを除く)：計画課長 矢部 隆三

特別管理産業廃棄物管理責任者(PCBに限る)：火力事業本部 発電グループ

マネージャー 佐藤 昌之



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙－3のとおり	－
	排出量	1, 410 t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の発生量は、発電所の稼働状況ならびに定期点検工事等の工事範囲等により左右されるが、可能な範囲での保温材等の再利用等による排出量の抑制に努めた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙－4のとおり	－
	排出量	1, 152 t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取り組みを継続する		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 保温屑、廃プラ類、廃ウエス、ガラス屑、金属屑、廃石綿に分別保管している。混合で排出されるものについては、置場に入れる前に適正に分別し、可能な限り削減している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでに実施した取り組みを継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(排水処理汚泥)	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	574 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(排水処理汚泥)	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	585 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙－3のとおり	—
	全 処 理 委 託 量	1, 3 5 4 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	7 5 6 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1, 3 5 4 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

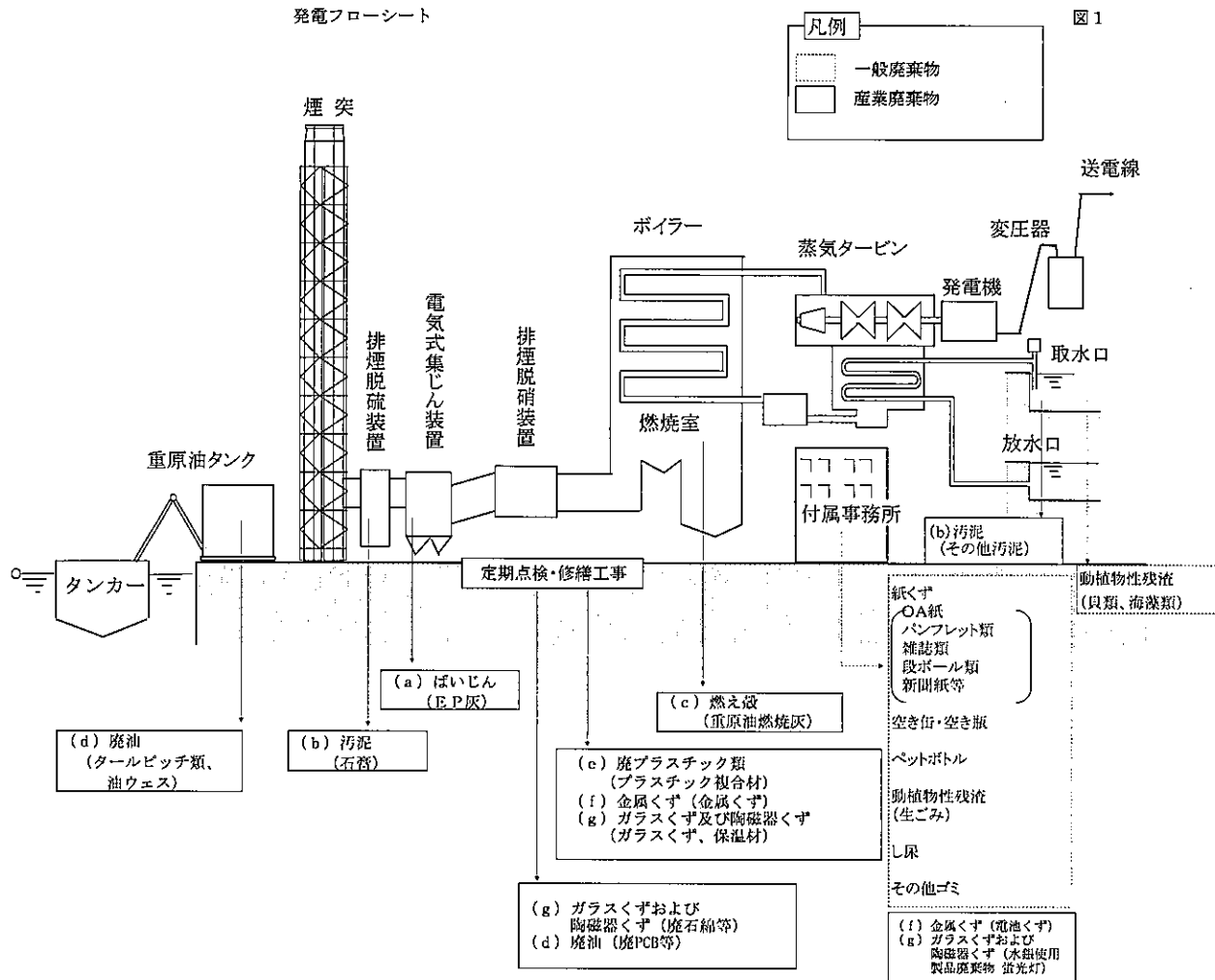
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙－４のとおり	—
	全処理委託量	567 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	412 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	567 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

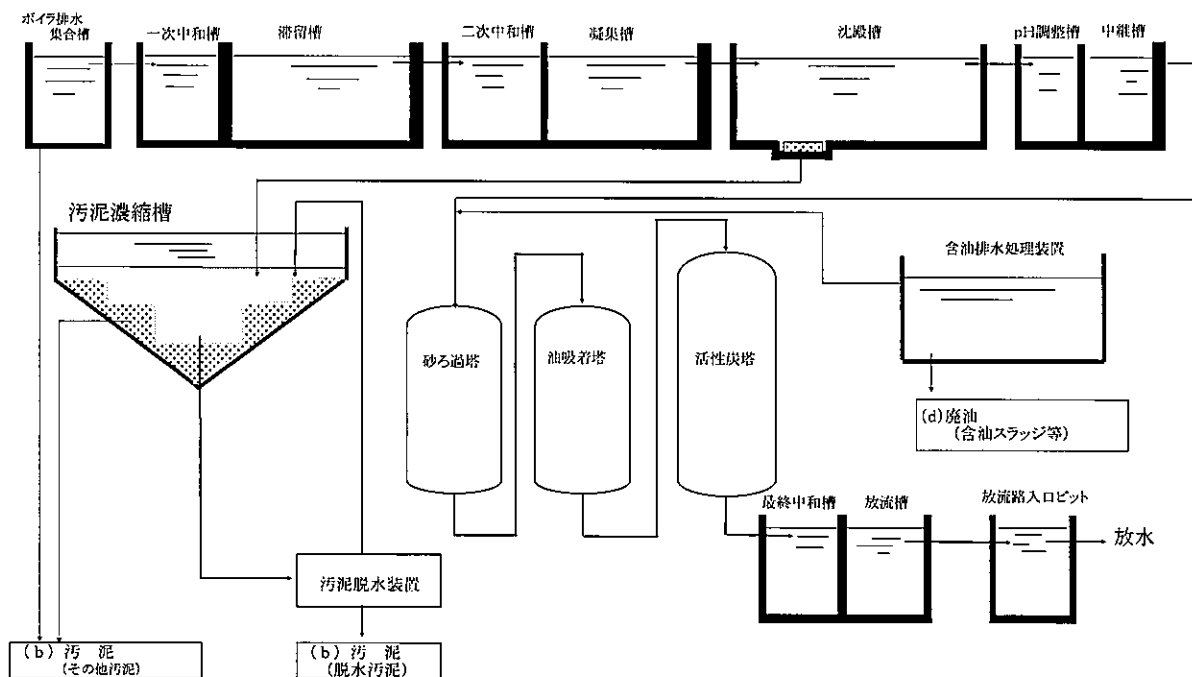
発電フローシート

図 1

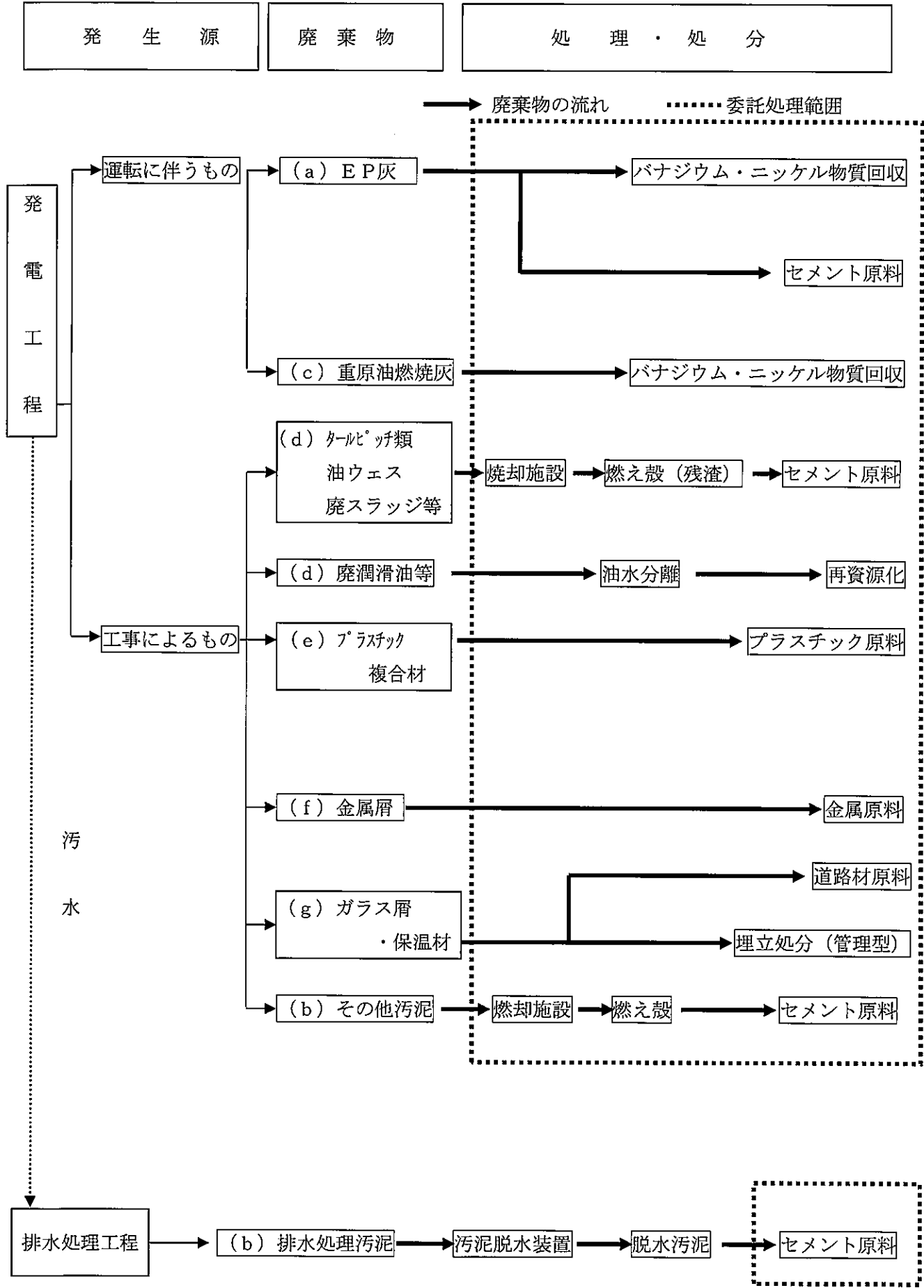


一般排水処理フローシート

図 2



廃棄物処理フロー図（現状）



2024年度 産業廃棄物処理実績

単位 (t)

産業廃棄物の処理又は処分量		産業廃棄物 発生量の目標	産業廃棄物処理実績													
産業廃棄物の種類			① 産業廃棄物 排出量	② 自ら直接再 生利した量	③ 自ら直接埋 立処分又は 海洋投入処 分した量	④ 自ら中間処 理した量	⑤ ④のうち熱 回収を行 なった量	⑥ 自ら中間処 理した後の 残存量	⑦ 自ら中間処 理により減 量した量	⑧ 自ら中間処 理した後再 生利した量	⑨ 自ら中間処理 した後自ら埋 立処分又は海 洋投入処分し た量	⑩ 直接及び自 ら中間処理 した後の処 理委託量	⑪ ⑩のうち優 良認定処理 業者への処 理委託量	⑫ ⑩のうち再 生利用業者 への処理委 託量	⑬ ⑩のうち熱 回収認定業 者への処理 委託量	⑭ ⑩のうち熱回 收認定業者以 外の熱回収を 行う業者への 処理委託量
(a) はいじん	E P 灰	130	26								26	15	26			
	排水処理汚泥	625	630				56	574			574	0	574			
(b) 汚泥	脱硫石膏 (有価物は除く)	19	739								739	739	739			
	その他汚泥	25	13								13	0	13			
(c) 燃え殻	重原油燃焼灰	1	0								0		0			
	タールピッチ類、 油ウエス	0	0								0		0			
(d) 廃油	含油スラッジ等	0	0								0		0			
	廃潤滑油等 (有価物は除く)	11	0								0		0			
(e) 廃プラスチック	プラスチック複合 材	0	2								2	2	2			
(f) 金属屑	金属屑 (有価物は除く)	0	0.06								0.06	0.06	0.06			
(g) ガラス・ 陶磁器屑	ガラス屑、保温材	0	0.001								0.001	0.001	0.001			
小計		811	1,410			630	56	574			1,354	756	1,354			

産業廃棄物の処理又は処分		産業廃棄物発生量	産業廃棄物処理目標													単位 (t)
		産業廃棄物排出量 (①)	自ら直接再生利する量 (②)	自ら直接埋立処分又は海洋投入する量 (③)	自ら中間処理する量 (④)	④のうち熱回収を行う量 (⑤)	自ら中間処理した後の残量 (⑥)	自ら中間処理により減量する量 (⑦)	自ら中間処理した後の再生利する量 (⑧)	自ら中間処理した後自立的に処分又は施設投入処分する量 (⑨)	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 (⑩)	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量 (⑪)	⑩のうち平均再生利用業者への処理委託量 (⑫)	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量 (⑬)	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (⑭)	
(a)	ばいじん	26	99								99		99			
	排水処理汚泥	630	640		640		55	585			55	0	55			
(b)	汚泥	739	389								389	389	389			
	脂硫石膏 (有価物は除く)										18	18	18			
	その他汚泥	13														
(c)	燃え殻	0	0.5								0.5		0.5			
	重原油燐灰	0														
	タールピッチ類、 油ウエス	0	0								0		0			
(d)	廃油	0	0								0		0			
	含油スラッジ等	0														
	廃潤滑油等	0	4								4	4	4			
(e)	廃プラスチック材等	2.00	1								1	1	1			
(f)	金属屑 (有価物は除く)	0	0.03								0.03	0.03	0.03			
(g)	ガラス・陶磁器屑 (有価物は除く)	0.00	0.001								0.001	0.001	0.001			
小計		1,410	1,152		640		55	585			567	412	567			